



関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する変更基本協定書（第2回変更）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社建設・技術本部長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社技術・建設本部長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結し、平成25年8月6日付けで一部変更した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「原協定書」という。）第7条の規定に基づき、原協定書の一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書第4条中「別紙1」を「第2回変更別紙1」に改め、別添のとおりとする。

なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 26 年 8 月 28 日

甲 国土交通省  
関東地方整備局長

越智 繁雄



乙 東日本高速道路株式会社  
建設・技術本部長

遠藤 元



丙 中日本高速道路株式会社  
技術・建設本部長

廣瀬 輝



第2回変更別紙1

費用負担区分



